

平成25年度 おおさか地域創造ファンド 重点プロジェクト事業助成金
クリエイティブ連携・高付加価値ビジネス創出プロジェクト
公募要領

1 おおさか地域創造ファンドの目的

おおさか地域創造ファンドは、官民連携により設置した基金の運用益を活用し、技術や人材、歴史・伝統など地域の資源を活用した新しい事業にチャレンジする中小企業者等に対して、その事業の立ち上げ経費の一部を助成することにより、事業化を支援し、地域の活性化を図るものです。

参考 [おおさか地域創造ファンドの概要]

- ・ 基金総額 200 億円
- ・ 事業期間 10 年間
- ・ 事業主体 公益財団法人大阪産業振興機構

2 おおさか地域創造ファンド重点プロジェクト事業助成金（「クリエイティブ連携・高付加価値ビジネス創出プロジェクト（以下、「当助成金」といいます。）」の実施体制

(1) 公益財団法人大阪産業振興機構

公益財団法人大阪産業振興機構は、当助成金の実施主体として、助成対象事業の公募、審査・評価、助成金の決定・交付、事業支援等を行います。

(2) 広域支援機関（一般社団法人DCC）

一般社団法人DCCは、当助成金に係るプロジェクトの事業化支援等を実施する機関として知事が認めたもので、その一環として応募申請のあった案件について、[専門的見地から](#)内容の確認等を行うほか、事業化に向けた支援等を実施します。

3 公募事業の内容

(1) 事業の目標・方向性

当助成金の対象として公募する事業は、「クリエイティブ連携・高付加価値ビジネス創出プロジェクト実施計画」（大阪府 平成25年3月策定）で定めた次の目標・方向性に即して実施される事業とします。

【目標・方向性】

- ◇ クリエイティブ資源を活用し、製品・サービスを高付加価値化。
- ◇ 価格競争と異なる次元で勝負できる強みを提供するビジネスを大阪で創造。

大阪府では、「大阪の成長戦略」に基づき、大阪に数多く存在するIT・WEB・映像・デザインなどの対事業所サービス事業であるクリエイティブ資源を活用した新ビジネス創出の支援を通じ、大阪の多様な産業の高付加価値化を目指した取組みを行っています。

当助成金では、こうした大都市特有のクリエイティブ資源と、ものづくりなど大阪の多様な産業との連携による新ビジネスの創出を支援することで、高付加価値製品・サービスの開発及び事業化の実現を目指します。

(2) 公募事業の内容

今回公募する事業は、上記の目標・方向性に沿った次の各要件を満たす事業とします。

- 企業外のクリエイティブ資源（対事業所サービス事業）と連携し、その有する専門性を十分に活用した新ビジネスであること
- 市場動向を踏まえた開発であり、販路開拓・プロモーションまで見据えた計画を有すること
- 新たな高付加価値製品・サービスの開発を目指す企業の取組みであること
- 事業遂行責任者であるプロデューサーが中心となって事業を統括し、進捗管理を行うこと

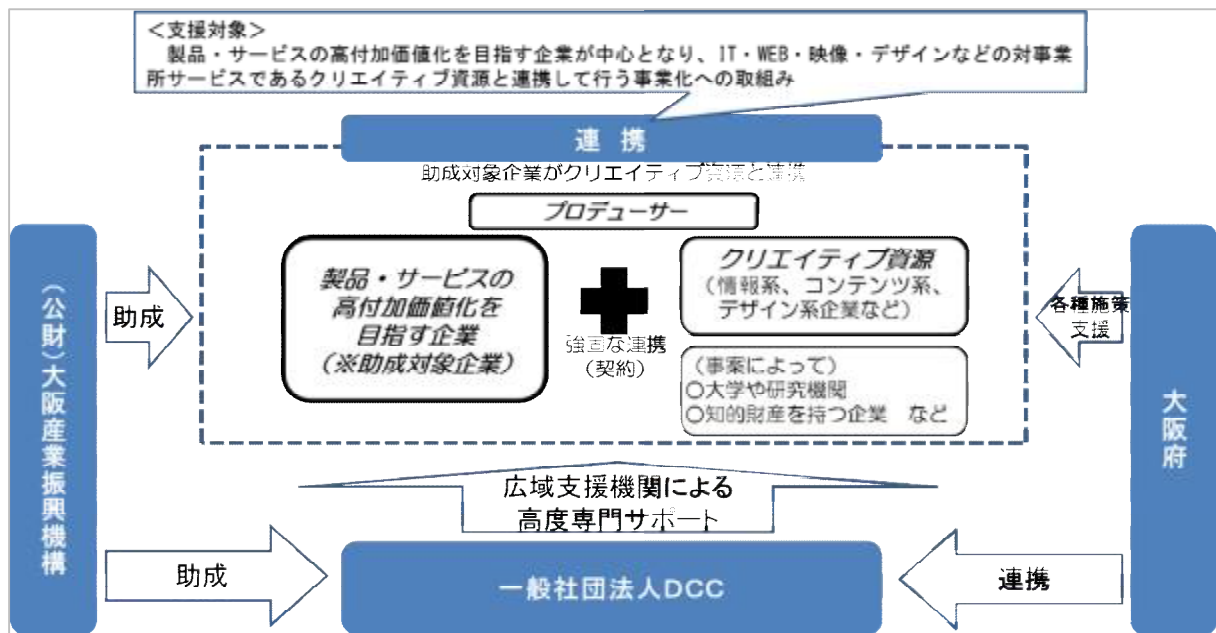
※ 申請段階で連携先のクリエイティブ資源が決定していることが必要です。

※ 助成期間終了時に最終製品・サービスが創出されることが前提です。

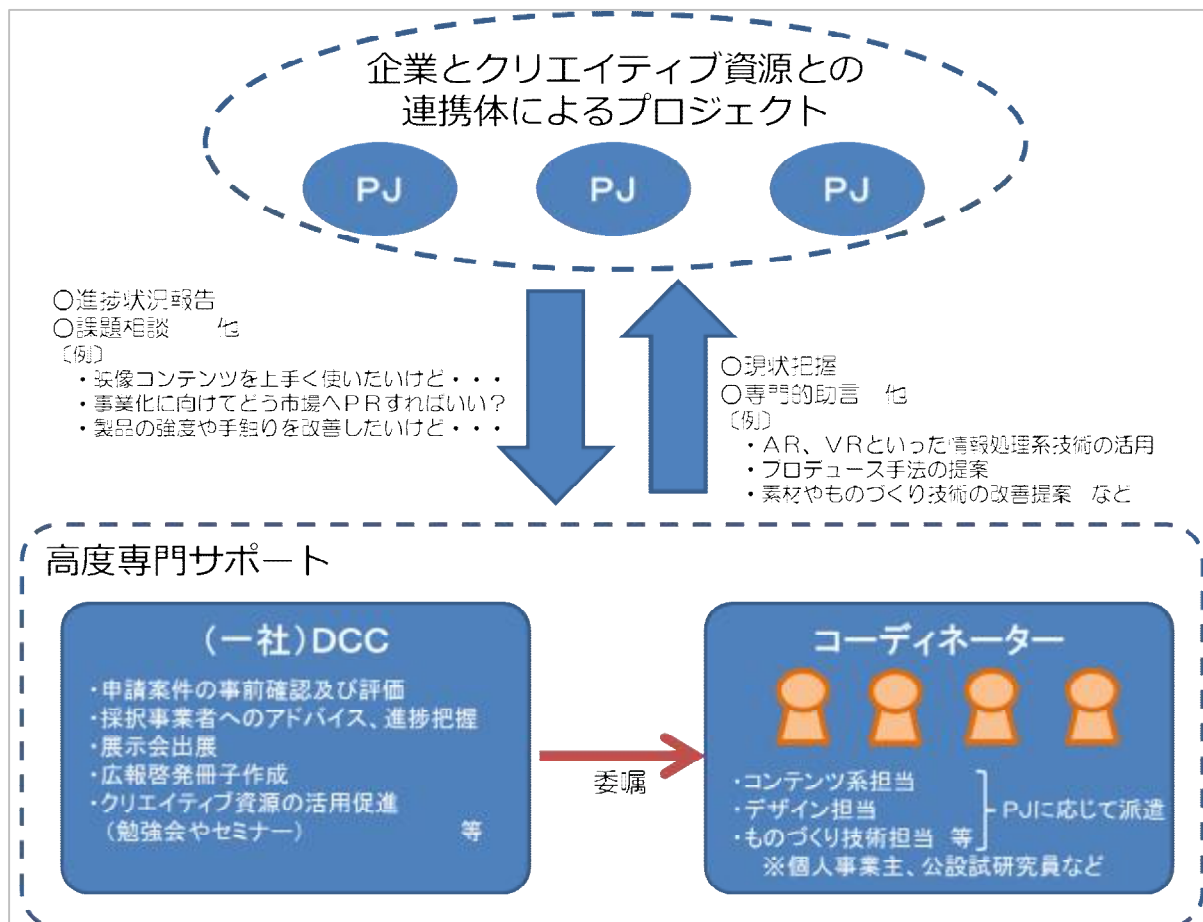
※ プロデューサーは必ずしも外部の方である必要はなく、企業内の方やクリエイティブ資源内の方であっても構いません。

※ 採択された事業には、広域支援機関である一般社団法人DCCからコーディネーターを派遣し、事業の進捗状況のヒアリングや事業化に向けた課題解決のためのサポートなどを行います。

(事業イメージ1)



(事業イメージ2)



留意点

◇ 助成対象事業の基本的な考え方

新しい事業にチャレンジする取組みが助成対象であり、マーケットを明確につかんだうえで新商品・新技術・新サービス等の開発を伴う事業（既存製品・技術等の改良を含む）である必要があります。

すでに事業化され収入を得ている事業や、機械装置等の購入の占める割合が多いなど設備投資が主たる事業とみなされる事業は助成対象となりません。

（量産用資金、開業・運転資金を目的とした制度ではありません。）

◇ 他の助成金等との関係

同一事業で、国や地方公共団体、独立行政法人等の公的な補助金、助成金等の交付を受けている場合、又は受けることが決まっている場合は、応募することはできません。また、上記補助金、助成金等について申請中又は申請予定の場合は、応募申請書類にその旨を記載してください。

◇ 外部委託の制限

助成対象事業は、応募される事業者が主体となって実施していただく必要があります。よって、外部発注割合（専門家への謝金を含む）が50%を超える事業や、その発注内容によっては助成対象経費と認められない場合があります。

4 応募資格・要件

(1) 当助成金に応募できる方は、次のとおりです。

- ア 大阪府内に主たる事業所等を有する、※中小企業者又は ※※中小企業者のグループ
- イ 現在事業を営んでいない方で、大阪府内において創業を予定されている方
（大阪府内において新規創業後1年を経過していない中小企業者を含む）

※ [中小企業者とは]

「中小企業者」とは、独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年12月11日法律第147号)第2条に定める中小企業者とします。（別紙参照）

※※ [中小企業者のグループとは]

- ・「中小企業者のグループ」とは、当事業を実施するために分担金方式等により複数の中小企業者で構成されたグループとします。この場合、大阪府内に主たる事業所等を有する中小企業者を代表者にしてください。
- ・グループ構成員に中小企業者以外の任意団体が参画することは可能ですが、中小企業者の構成比が2分の1以上であることを要件とします。
- ・グループについては、提案上、1つの企業とみなし、応募書類提出後は、代表者及びグループ構成員の変更は原則として認めません。

- (2) 公的助成金であることから、社会通念上、助成金交付を受けることがふさわしくない次に掲げる方やグループは応募できません。
- ア 直近3事業年度の法人税、消費税及び地方消費税を完納していない方
 - イ 地方税及びその附帯徴収金を完納していない方
 - ウ 宗教活動や政治活動を目的にしている方
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うもの方
- (3) 次に該当する場合は、審査の対象から除外します。
- ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - イ 本要領に違反又は著しく逸脱した場合
 - ウ その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

5 助成対象経費

- (1) 助成対象経費は、以下の条件に適合する経費で、かつ、次ページの「助成対象経費一覧」に掲げる経費です。
- ア 当助成事業の実施に直接必要な経費
 - イ 助成対象経費（使途、金額等）が証拠書類等で確認可能であり、かつ助成事業にかかるものとして明確に区分できるもの
 - ウ 助成金交付決定以降に、発注、購入、契約等を行い、助成事業実施期間中（当該年度中）に支払いが完了する経費

留意点

以下の経費は助成対象となりませんのでご注意ください。

〔例〕

- ◇ 人件費
- ◇ 借入れに伴う支払い利息
- ◇ 公租公課
- ◇ 不動産購入費
- ◇ 官公署に支払う手数料等
- ◇ 飲食・接待費
- ◇ 税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用
- ◇ 他の事業と明確な区分が困難である費用
- ◇ 仕様書、見積書、契約書（請書）、納品書、請求書、振込控、領収書等の帳票類が不備の場合
- ◇ その他公的資金の使途として社会通念上、不適切と認められる費用

※ 判断が難しい場合は、下記へお問い合わせください。

一般社団法人DCC メール info@dcc-net.biz

電話 06-6944-3747

〔助成対象経費一覧〕

事業区分	内 容
1. 製品・技術等 開発	①調査研究費(市場調査・データ購入・調査分析等に要する費用) ②専門家(アドバイザースタッフ・講師等)謝金・旅費 ③製品・技術等開発の一部を委託する経費 ④原材料費(製造・販売・改良のための仕入れとみなされるものを除く) ⑤試作品製造にかかる機械装置の借用(レンタル、リース)、もしくは高度な設備の使用(負担金等を含む)、又は試作品製造にかかる機械装置であって、それ自体に改良を加える必要があるものの購入に関する経費 ⑥外注加工費、技術等コンサルタント料、デザイン料、プロデュース企画費、試作費、実験費、設計費、試験検査費、システム開発費(初期費用のみ) ⑦知的財産権の取得に要する弁理士等手続き代行費用(特許等登録料、審判費用、登録印紙代等を除く)
2. 販路開拓 (市場開発)	①調査研究費(市場調査・データ購入・調査分析等に要する費用) ②専門家(アドバイザースタッフ・講師等)謝金・旅費 ③販路開拓の一部を委託する経費 ④展示会等の会場整備費、会場借料、出展料 ⑤広告宣伝費、ホームページ作成費
3. 事務費 ※上記1・2に係 るものに限る	①従事者旅費 ②資料購入費、通信運搬費、通訳料、翻訳料 ③販路開拓のための展示会等の出展に係るアルバイト賃金・交通費

※ 消費税等の扱い

助成対象事業における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して応募申請してください。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではありません。

6 助成限度額・助成率・助成期間

(1) 助成額・助成率・助成期間については、次のとおりです。

1事業あたりの助成上限額 【25年度の助成上限額】	助成率	助成期間 (25年度～26年度)
1,000万円/2年以内 【500万円以内】	助成対象と認められる経費の 3分の2に相当する額以内	2年以内

(2) 平成25年度の助成期間

平成25年度の助成期間(事業実施期間)は、助成金交付決定日(平成25年7月下旬を予定)から平成26年3月31日です。

留意点

- ◇ 応募申請時の事業計画書は助成率3分の2で作成してください。
- ◇ 事業の選定にあたっては、(公財)大阪産業振興機構の予算の範囲内で行い、年度ごとに助成金交付額を決定します。このため、事業が採択された場合でも、申請いただいた助成金交付申請額について、助成金対象経費の精査等により、減額して交付決定する場合があります。
- ◇ 平成25年度の予算額は1,500万円です。
- ◇ 複数年度にわたる事業の場合、事業採択は初年度に行いますが、助成金の交付申請、交付決定は毎年度行います。併せて事業継続にかかる審査を受けていただくこととなりますので、ご注意ください。
- ◇ 当助成金の交付は、年度毎の助成期間終了後の精算払いとなります。事業実施期間中は、全額自己負担で経費支出を行っていただき、各年度の助成期間終了後、別途指定する期日までに、経費支出の証拠書類等を添付した事業報告書をご提出いただきます。(公財)大阪産業振興機構において、その内容を確認の上、助成金を交付します。

7 応募の手続き

(1) 応募書類の受付等について

次の「(3) 必要提出書類」を「(2) 書類の配付及び提出先について」の窓口あて、平成25年5月17日(金曜日)必着で郵送により提出してください(メール不可)。なお、応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

留意点

- ◇ 受付後、申請内容の確認等のためヒアリングを実施することがあります。その場合は、改めてご連絡します。

【公募要領の配付】

公募要領は、平成25年4月18日（木曜日）から平成25年5月17日（金曜日）（土・日曜日を除く、午前9時30分から午後5時）までの間、下記「(2) 書類の配付及び提出先について」に記載の窓口において配付します。

また、下記のホームページからもダウンロードできます。

おおさか地域創造ファンド クリエイティブ分野の助成金公募について

<http://www.pref.osaka.jp/kei ei shi en/creative-f/index.html>

(2) 書類の配付及び提出先について

公益財団法人 大阪産業振興機構 資金支援課

おおさか地域創造ファンド重点プロジェクト（クリエイティブ）担当

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5 マイドームおおさか7階

TEL：06-6947-4351

(3) 必要提出書類

	必 要 書 類	提出部数
①	申請前確認リスト（指定様式）	1部
②	応募申請書(様式第1号) ※忘れずに押印してください。	原本1部 北°-5部 (計6部)
③	事業計画書(様式第2号) ※ファイリングせず、ステープル留めにしてください。	6部
④	グループの概要(様式第3号)、代表企業選定報告書(様式第4号) ※グループ申請の場合のみ	原本1部 北°-5部 (計6部)
⑤	補足説明資料(様式自由、A4サイズ) ※補足説明が必要な場合のみ提出してください。	6部
⑥	登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（個人の場合は印鑑証明書） ※提出の日において発行後3か月以内のもの	原本1部 北°-1部
⑦	決算関係書類（直近2期分の財務諸表及び確定申告書（別表一～四）。 決算期が2期に達していない場合は1期分）	北°-各2部
⑧	「4 応募資格・要件」(2)ア及びイにかかる納税証明書 ア <u>大阪府の府税事務所等が発行する「府税及びその附帯徴収金について未納の徴収金の額のないこと」の証明書</u> イ <u>税務署発行の納税証明書（その3の3〔法人の場合〕、その3の2〔個人の場合〕）</u> 未納の税額がないことの証明書 ※ア及びイの両方とも必要です。	原本各1部 北°-各1部
⑨	事業や法人を紹介するパンフレット等、組合等は事業計画書・事業報告書	6部

留意点

- ◇ ⑨の書類については、連携先のものも提出してください。
- ◇ グループ申請の場合、⑥～⑨の書類については、すべてのグループ構成員のものを提出してください。
- ◇ 応募書類提出後の差し替えは認めません（補正を求める場合を除く）。
- ◇ 提出いただいた書類は、本審査以外には使用しません。また、返却できませんので、あらかじめご了承ください。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

留意点

- ◇ 添付書類に不備があるなど、応募書類が整っていない場合は受理しないことがありますので、提出前に「申請前確認リスト」で十分確認のうえ提出してください。

(5) 説明会の開催

本公募事業にかかる説明会を次のとおり開催します。申請をご検討の方は、できるだけご参加ください。

〔日 時〕平成25年4月25日（木曜日）午後2時から3時（予定）まで

〔場 所〕マイドームおおさか 4階会議室（大阪府中央区本町橋2-5）

なお、会場準備の都合上、ご参加の際は「①申込者氏名、②会社名・所属、③住所、④メールアドレス、⑤申込者以外の参加者名」をご記入の上、事前にメールでお申し込みください。

〔お申し込み先〕

（公財）大阪産業振興機構 資金支援課

メールアドレス aopf@mydome.jp

(6) 応募に関する問い合わせ窓口等

応募申請にあたっての質問等は、平成25年5月14日（火曜日）まで受け付けます。内容に応じて下記窓口にお問い合わせください。

よくあるお問い合わせ（FAQ）については、随時下記のホームページに掲載します。

おおさか地域創造ファンド クリエイティブ分野の助成金公募について

http://www.pref.osaka.jp/kei_ei_shi_en/creative-f/index.html

【問い合わせ窓口】

内 容	名称・所在地	連絡先等
◇公募要領配付 ◇応募書類提出 ◇制度一般	〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5 マイドームおおさか7階 (公財) 大阪産業振興機構 資金支援課 おおさか地域創造ファンド 重点プロジェクト (クリエイティブ) 担当	TEL 06-6947-4351 FAX 06-6947-4403
◇公募要領配付 ◇応募事業に関する問い合わせ ◇添付書類についての問い合わせ	(一社) D C C おおさか地域創造ファンド 重点プロジェクト (クリエイティブ) 担当	質問はメールでお願いします。 info@dcc-net.biz ※【件名】に「質問: 地域創造ファンド ク リエイティブ事業」と明記してください。 T E L 06-6944-3747

(7) その他

- ①応募は1事業者(グループ)につき1件のみ可能です。(グループで提案する場合も含む。)
- ②応募を予定される方は、必ず事前に(一社)DCCへご相談ください。

8 審査方法

(1) 広域支援機関における申請内容確認等

広域支援機関である一般社団法人DCCにおいて、専門家による申請内容確認等を行います。

なお、必要に応じ申請内容についてヒアリングを行うことがあります。ヒアリングの詳細などについては、別途対象となる方にお知らせいたします。

(2) おおさか地域創造ファンド事業審査委員会及び専門委員会による審査

(公財)大阪産業振興機構に設置された「おおさか地域創造ファンド事業 専門委員会及び審査委員会」において、当要領に定める審査基準に基づき総合的に審査を行い、助成対象事業を決定します。

また、専門委員会からの要請に応じ、同委員会でプレゼンテーションを依頼する場合がありますが、詳細などについては、別途、対象となる方にお知らせいたします。

(3) 審査結果

審査の結果については、7月上旬頃（予定）に書面にて通知いたします。個別の審査結果に関するお問い合わせについては応じられませんので、あらかじめご了承ください。

(4) 採択事業の公表

採択された事業については、事業者名、事業名、事業概要等について、公表させていただきます。

(5) 採択後のスケジュール

審査結果通知後、助成金交付申請書を提出していただき、平成25年度の助成金の交付決定を行います（交付決定以後、助成対象事業の開始が可能となります）。助成金交付申請にかかる手続き等については、別途、ご案内いたします。

9 助成事業者決定された後の注意事項

- (1) 助成事業の経費の配分の変更（2割以上の場合）又は事業内容を変更（軽微な変更を除く）しようとする場合は、事前に変更の手続きが必要です（必ず、一般社団法人DCCにご相談ください）。
- (2) 事業途中での中止や廃止は、真にやむを得ない場合以外は認められません。
- (3) 助成事業期間中における事業の遂行状況について、適宜、報告を求めることがあります。
- (4) 助成事業完了後又は事業年度終了後、助成金交付のため、帳票類等の証拠書類を添付して実績報告書を提出していただきます。
- (5) 助成事業により取得し、又は効用の増加した財産は、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従って効率的な運用を図っていただかなければなりません（一定の期間内の処分は不可）。
- (6) 助成事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得価額が1件当り10万円以上）を、助成金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に承認を得る必要があります。
- (7) 助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、助成事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存してください。

審査・評価の基準（ポイント）

項目	基準（ポイント）
市場性・成長性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相当の市場が見込めるか、又は（潜在的な需要の掘り起こし等）新たな市場を開発しようとしているか、もしくは開発が見込めるか。 ○ ターゲットとする市場において優位性を有し、成長を図ろうとしているか。
新規性・革新性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業内容、事業モデルが新規もしくは革新的であるか。 ○ 事業内容、事業モデルをもって、産業・経済及び社会にインパクトを与えようとするものであるか。
実現可能性・戦略性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業の助成期間内での実現可能性は高いか ○ 助成事業終了時の到達目標を明確に設定しているか。またその目標達成に向け、戦略的に取り組む内容となっているか。 ○ 助成期間終了後も、継続可能なビジネスモデルとなっているか。
経営評価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業経営上、大きな問題（過大な債務等）がないか。
地域活性化への波及効果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の中小企業への波及効果や、地域イメージの向上など、地域経済に好影響を与え、活性化に寄与する内容となっているか。
特別加点枠	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業の中でも、小規模企業者（*）に対し加点。 ○ 大阪のクリエイティブ関連産業のブランド力向上が大いに期待できる提案に加点。 <p>（*）小規模企業者とは、中小企業基本法第2条第4項第5号に規定する「おおむね常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以下の事業者」をいいます。</p>

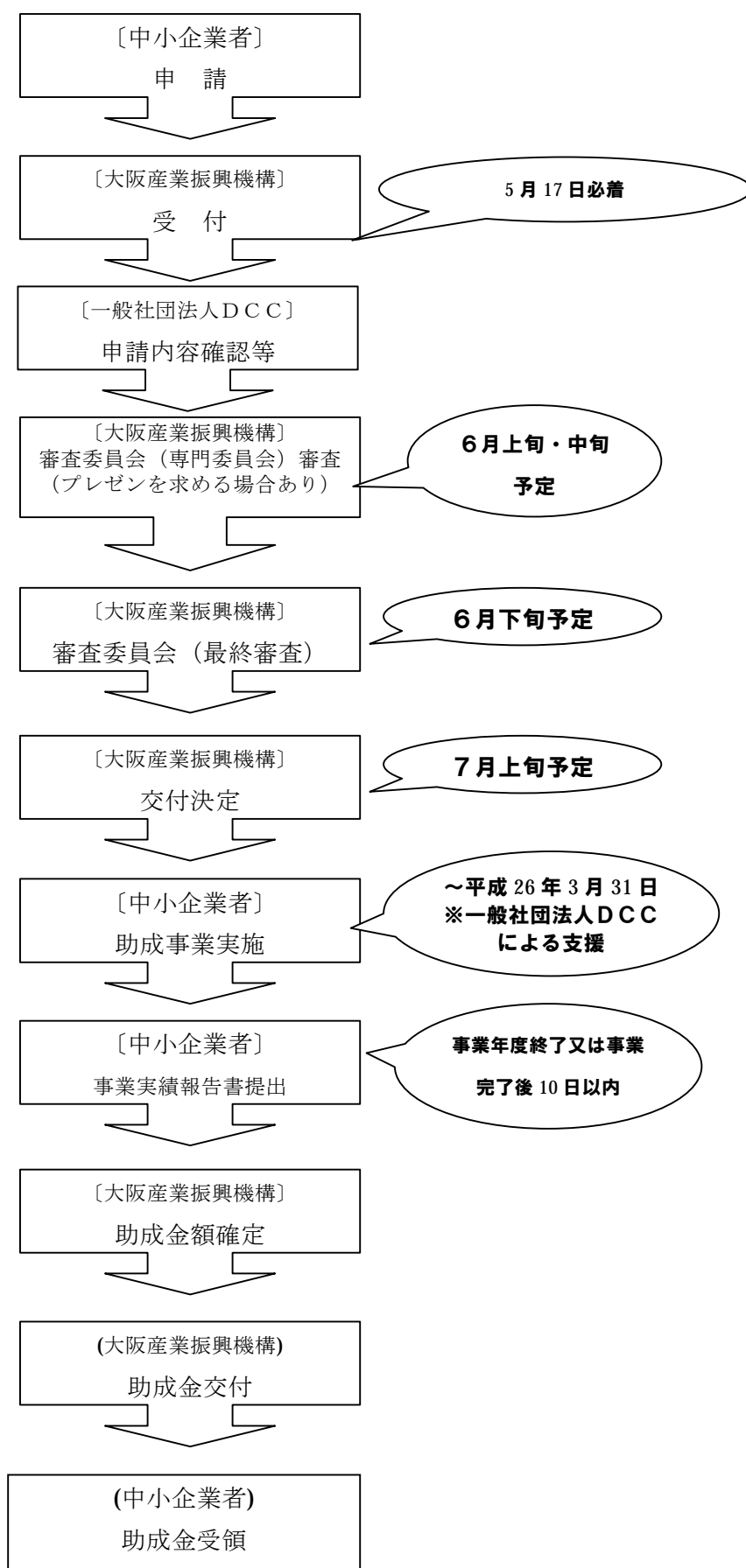
「事業計画書」は、上記の審査・評価の基準（ポイント）を踏まえ、

- 目的・目標
- それを目指すための方針、戦略及び手順
- 当該助成金の使途

を、要領よく、明確に記載してください。

事業計画の具体性も、各評価項目の重要な要素となります。

申請から助成金受領までの主な流れ（予定含む）



<別紙>

独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年十二月十一日法律第四百七十七号）

（定義）

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの
- 六 企業組合
- 七 協業組合
- 八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの

独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年五月二十六日政令第百八十二号）

（中小企業者の範囲）

第一条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（以下「法」という。）第二条第一項第五号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び従業員の数は、次の表のとおりとする。

業種 資本金の額又は出資の総額 従業員の数

- 一 ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。） 三億円 九百人
- 二 ソフトウェア業又は情報処理サービス業 三億円 三百人
- 三 旅館業 五千万円 二百人

2 法第二条第一項第八号の政令で定める組合及び連合会は、次のとおりとする。

- 一 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会
- 二 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- 三 商工組合及び商工組合連合会
- 四 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- 五 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であって、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの
- 六 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が五千万円（酒類卸売業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（酒類卸売業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの
- 七 内航海運組合及び内航海運組合連合会であって、その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの
- 八 鉱工業技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が法第二条第一項第一号から第七号までに規定する中小企業者であるもの